ポスト

令和８年３月30日
金融庁

令和７年改正保険業法（１年以内施行）に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について

金融庁では、令和７年改正保険業法（１年以内施行）に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）につきまして、令和７年12月17日（水曜）から令和８年１月30日（金曜）にかけて公表し、広く意見を募集したところ、28先の個人・団体より、一部改正（案）に関係するものとしては計152件の御意見をいただきました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、（別紙１）を御覧ください。
なお、類似の御意見は適宜要約しているほか、複数の事項に関する御意見をいただいた場合には、閲覧性の観点から項目ごとに分割する等の所要の整理を行っているため、御意見の記載順どおりに掲載されていない場合がございますが、御了承願います。
このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。
御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保（情報の提供に係る規定の改正）に係るパブリックコメントの結果等については、別途公表することを予定しております。

本件に関連するパブリックコメントの結果等については、以下リンク先を御参照ください。

- 令和７年保険業法改正に係る内閣府令等の公布及びパブリックコメント結果の公表について
- 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について

１．改正の概要

令和７年５月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」（令和７年法律第54号。公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）に関し、今般、保険業法施行規則等の規定が整備されることに併せて、「保険会社向けの総合的な監督指針」等についても所要の整備を行うものです。
主な改正の内容は以下のとおりです。

（１）特定大規模乗合保険募集人に対する体制整備義務の強化関係（保険募集の業務関連）
（２）特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化関係（兼業業務関連）
（３）保険会社等に対する体制整備義務の強化関係
（４）保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止関係
（５）保険仲立人の活用促進に向けた対応等関係

具体的な内容については、（別紙２）～（別紙４）を御参照ください。

２．適用日等

相談・手続・採用情報
- 各種窓口のご案内
  - 金融サービス利用者相談室
  - 金融行政モニター
- 情報公開等
- パブリックコメント
- 申請・届出・照会
  - オンライン行政手続
- 入札公告等
- 採用情報

金融庁の行政相談においては、「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応について方針を定めています。

新着情報配信サービス
金融事業者一括検索機能
金融庁チャットボット（よくある質問）
金融庁ソーシャルメディアアカウント
関連リンク
金融庁金融研究センター
証券取引等監視委員会
公認会計士・監査審査会

改正後の監督指針は、改正保険業法の施行日である令和８年６月１日（月曜）から適用します。

（別紙１） コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙２） 「保険会社向けの総合的な監督指針　本編」の一部改正（新旧対照表）

（別紙３） 「保険会社向けの総合的な監督指針　様式・参考資料編」の一部改正（新旧対照表）

（別紙４） 「金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）

問合せ先

- **電話受付**

  受付時間：平日10時00分～17時00分

  電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）

- **ウェブサイト受付**

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

監督局保険課（庁内用2817、3430）、総合政策局リスク分析総括課金融サービス仲介業室（庁内用5457、5446）

サイトマップ

- 金融庁について
  - 組織
    - 大臣・副大臣・政務官
    - 金融庁の概要
    - 金融庁の改革
    - 所管の法人
    - 予算・決算
    - 政策評価
    - 採用情報
- 報道・広報
  - 報道対応
    - 報道発表資料
    - 記者会見
    - 大臣談話等
  - 広報活動
    - アクセスＦＳＡ（広報誌）
    - 白書・年次報告
    - 職員による講演等
    - 職員による寄稿等
    - 利用者の方へ
    - 注意喚起情報
    - 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
    - よく閲覧されているページ
- 政策・審議会
  - 基本方針等
    - 金融行政方針
    - 政府方針における金融庁関連の施策
  - 政策テーマ・施策
    - 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
    - 政策テーマ等一覧（全体）
  - 審議会・研究会等
    - 審議会・研究会等一覧
  - 研究・調査
    - 金融研究センター
- 法令・指針等
  - 所管法令等
  - 検査・監督の基本方針等
    - 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
  - 監督指針・事務ガイドライン
    - 監督指針一覧
    - 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
  - 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ等
    - 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ・法令解釈事例集一覧
  - 金融上の行政処分等
- 金融機関情報
  - 全金融機関共通
  - 預金取扱金融機関（銀行等）関連
  - 保険会社関連
  - 金融商品取引業者等関連
  - 金融会社関連
- 国際関係情報
  - 国際関係の取組み
    - 国際金融センター
    - 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
    - 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
  - 国際基準設定主体等の公表資料等
    - 金融安定理事会（FSB）
    - バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
    - 保険監督者国際機構（IAIS）
    - 証券監督者国際機構（IOSCO）
    - 金融活動作業部会（FATF）
    - その他
- アクセスＦＳＡ（広報誌）

▲ ページの先頭に戻る

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government　（法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館
電話番号：03-3506-6000